

国の新たな施策に伴う地方負担について（千葉市提案）

「子ども手当」、「高等学校授業料無償化」などの国の新たな施策について、地方との十分な事前調整がないまま制度が設計された結果、国から一方的に負担を求められ、あるいは、歳入が減少する事案が続いている。

この際、「これまでも地方負担があること」、「地財措置があること」などを根拠としているが、全国一律に実施され、地方の裁量の余地がない事業については、国が責任を持って財源措置を行うべきである。

これまでも、国は、新たな施策や制度改正に伴い、交付税措置することをもって地方負担に配慮する姿勢を見せてはいるが、その都度、交付税総額の増額や別枠確保をするわけではなく、交付税を配分する積算根拠とするだけであり、地方全体としては財源が保障されているわけではない。

そもそも、交付税は地方固有の財源であり、各府省の裁量で自由に増減できるものではない。

さらに、国は、子ども手当の事務費についても、従来の児童手当受給者に係る事務費相当を超える部分にまで、地方負担を求めようとしている。

このように、国は、地方に一方的に多大な事務負担を求めながら、その費用までも負担させようとしており、このままでは、地方は事務を返上するという選択肢も視野に入れなければならない状況である。

このようなことから、指定都市として、国に対して以下のとおり強くアピールする。

1 全国一律に実施される新たな制度等に伴う地方負担については、必要額全額を財源措置すること

全国一律に実施され、地方の裁量の余地がない施策については、地財措置等で辻褃合わせをすることなく、必要額総額を予算措置してから実施すべきである。

2 地方負担を伴う、新たな制度や制度改正を行う場合は、必ず指定都市と十分に協議すること

指定都市は国民の2割を有する基礎自治体である。指定都市の納得なしには国の施策目的は達成できないとの認識を持ち、指定都市との協議を十分に行うべきである。